

檜葉町地域おこし協力隊受入事業者募集要項

- 1 趣旨 檜葉町では、町が委嘱する地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）を雇用し、地域の課題解決を図るための事業を行い、任期終了後に隊員が地域資源等をいかした起業・創業、事業継承ができるよう支援する町内の事業者・団体等を募集します。

- 2 募集要件 町内に事業所を有し、地域振興や地域活性化等に取り組む意思のある事業者または任意の団体で、次の要件を満たしている者。
 - (1) 隊員を受け入れ、支援ができる体制が整っていること。
 - (2) 隊員受入後、受入実施計画書を作成し提出できること。
 - (3) 町税等の滞納がないこと。
 - (4) 政治活動団体及び宗教活動団体ではないこと。
 - (5) 暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員または同条第4号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。

- 3 受入業務 受入事業者の業務は次のとおりとする。
 - (1) 隊員の活動計画の策定支援に関すること。
 - (2) 隊員の活動の調整、指導に関すること。
 - (3) 隊員の活動実績のとりまとめ及び広報、情報発信に関すること。
 - (4) 隊員に対する研修や定住のための支援に関すること。
 - (5) その他隊員が円滑に活動するための支援に関すること。

- 4 隊員の身分 檜葉町地域おこし協力隊設置要綱に基づき町長が委嘱し、受入事業者・団体が隊員を直接雇用します。

- 5 受入期間 委嘱日から委嘱日の属する年度の末日まで（最長3年間）

- 6 勤務時間 隊員の勤務時間は、1日7時間、最大週5日間の活動を原則としますが、活動内容により受入事業者が変更できるものとします。

- 7 隊員の報酬等 1年度あたり480万円を上限に補助金を交付し、町と協議し下記のとおり隊員に支払うものとします。
 - (1) 報酬 月額233,000円※賞与、通勤手当等はありません。

(2) 活動経費 1年間あたり2,000,000円

※年度途中で採用される場合は、月割りで算出します。

【活動経費として対象となるもの】

- ・ 住居、活動用車両の借上げに要する経費
- ・ 活動旅費等の移動に要する経費
- ・ 作業道具、消耗品等の購入に要する経費 等

- 8 募集期間 随時募集を行います。
- 9 申込方法 受入を希望する事業者・団体は、以下の書類を檜葉町政策企画課へ郵送または持参してください。持参する場合の受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までです。
- 1 檜葉町地域おこし協力隊員受入申込書
 - 2 募集要件に係る宣誓書
 - 3 新規事業等提案書
 - 4 定款、規則、会則またはこれらに類する書類等
 - 5 隊員の労働条件を示す書類（求人票等）
 - 6 就業規則
- 10 選考方法 書類選考を行い、結果を通知します。なお、支援体制等について、ヒアリングを実施する場合があります。
- 11 問い合わせ 〒979-0696
福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂5-6
檜葉町政策企画課 担当：鈴木
TEL 0240-23-6103
E-mail kikaku-n@town.naraha.lg.jp